

# 日本ユニシス株式会社

## 株式取扱規程

### 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 当社における株主権行使手続きその他株式に関する取扱い及びその手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下、機構という）又は株主が振替口座を開設している証券会社、銀行又は信託銀行等の口座管理機関（以下、証券会社等という）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当社の株主名簿管理人及び株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

### 第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下、振替法という）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下、個別株主通知という）を除く）により行うものとする。

2 . 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 . 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項等に係る届出)

第 4 条 株主名簿に記録される者（以下、株主等という）は、その氏名又は名称及び住所等を機構が定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、証券会社等又は機構を通じた届出の対象となっていない事項については、当会社の定める書式により株主名簿管理人宛に届け出るものとする。

(法人株主等の代表者)

第5条 法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株式の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主等からの届出が証券会社等又は機構を通じて提出された場合、株主等本人からの届出とみなす。

### 第3章 株主確認

(株主確認)

- 第10条 株主(個別株主通知を行った株主を含む)が請求その他株主権行使(以下、請求等という)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下、証明資料等という)を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
2. 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等又は機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。

3. 代理人により請求等をする場合は、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。なお、委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
4. 代理人が請求等をする場合、当該請求等を代理人本人が行ったことを証するもの(以下、代理人証明資料等という)を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において代理人本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
5. 当会社に対する代理人からの請求等が、証券会社等又は機構を通じてなされた場合は、代理人本人からの請求等とみなし、代理人証明資料等は要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、代理人証明資料等を請求することができる。

## 第 4 章 株主権行使の手続き

(少数株主権等)

第 11 条 振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第 12 条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第 93 条第 1 項により当会社が定める分量は以下のとおりとする。

- 一 提案の理由  
各議案ごとに 400 字
- 二 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項  
各候補者ごとに 400 字

(単元未満株式の買取請求の方法)

第 13 条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

(買取価格)

第 14 条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第 15 条 当社は、前条により算出された買取価格から第 18 条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目までに支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込み又はゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第 16 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

## 第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 17 条 特別口座の開設を受けた株主等の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

## 第 6 章 手数料

(手数料)

第 18 条 この規程に定める各種取扱いに係る手数料は、以下のとおりとする。

(1) 第 13 条(単元未満株式の買取請求の方法)に基づく単元未満株式の買取りの場合  
次の算式により計算した金額に消費税を加えた金額

$(\text{第 14 条に定める買取単価}) \times \text{単元株式数} \times \text{買取請求株式数} / \text{単元株式数} \times 1.15\%$   
ただし、単元株式数当たりの手数料金額が 2,500 円に満たない場合は、2,500 円として計算する。

(2) 第 11 条(少数株主権等)に基づく少数株主権等の行使の場合  
別途定める金額

2. 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

## 第 7 章 総株主通知等の請求

( 当会社による総株主通知の請求 )

第 19 条 当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。

- ( 1 ) 当会社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則 ( 以下、法令等という ) に基づき、株主等に対して通知するために必要があるとき。
- ( 2 ) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、又は官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- ( 3 ) 当会社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- ( 4 ) 上場廃止、免許取消しその他当会社又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- ( 5 ) 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき。

( 当会社による情報提供請求権の行使 )

第 20 条 当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には証券会社等又は機構に対して、振替報第 277 条規定する請求を行うことができる。

- ( 1 ) 株主等の同意があるとき。
- ( 2 ) 株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき。
- ( 3 ) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- ( 4 ) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、又は官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- ( 5 ) 上場廃止、免許取消しその他当会社又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- ( 6 ) 特定の者が株主として請求等をしようとする旨当会社が認知したとき。

## 附 則

1. この規程の変更は取締役会の決議によるものとする。

2. この規程の施行日及び改正日は次のとおりとする。

施行日 昭和45年7月20日

改正日 昭和52年2月25日

昭和53年10月1日

昭和56年10月1日

昭和57年10月1日

平成3年12月6日

平成11年10月1日

平成12年7月27日

平成12年8月1日

平成12年10月1日

平成13年10月1日

平成13年11月26日

平成14年6月26日

平成15年3月12日

平成15年4月1日

平成18年6月22日

平成20年3月26日

平成20年11月28日 (注：効力発生日 平成21年1月5日)

平成25年6月27日